

随意契約の公表（令和5年度）

対象：予定価格250万円を超える工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
交通政策課	有限会社和光建設 本店	新座市大和田5-8-21	旧東北二丁目バス折返し場原状回復工事	新座市東北二丁目35番地内	土木一式	70.92㎡ (コンクリート 平板布設工) 6m(エプロン ブロック設置 工)	R5.4.14	R5.5.31	4,180,000	地権者に返還した土地の前面道路の工事であり、当該土地の開発に合わせた施工を要するところ、急ぎよ施工要請があり、早急な対応が必要であったため、工期及び技術的に対応可能である業者を選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】
下水道課	株式会社明電舎 北関東支店	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-21-14	英幹線等管路内観測器緊急設置工事	新座市大和田三丁目地内	上下水道施設電気設備工事	雨水管路内における観測器設置に係る工事	R5.9.1	R6.3.15	5,500,000	現在汚水及び他の雨水管路内において導入されている左記業者のシステムが入ったマンホールアンテナを導入することで、水位観測の管理を一元化できるとともに、新たなシステム構築費用及び機器設置に伴う大規模な工事が不要となり、安価な経費での契約が見込まれるため選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用】
下水道課	株式会社明電舎 北関東支店	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-21-14	雨水管路内観測器設置工事	新座市北野一丁目、東北一丁目、野火止五丁目地内	上下水道施設電気設備工事	雨水管路内における観測器設置に係る工事	R5.9.14	R6.3.15	6,500,000	現在汚水及び他の雨水管路内において導入されている左記業者のシステムが入ったマンホールアンテナを導入することで、水位観測の管理を一元化できるとともに、新たなシステム構築費用及び機器設置に伴う大規模な工事が不要となり、安価な経費での契約が見込まれるため選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用】

随意契約の公表（令和5年度）

対象：予定価格250万円を超える工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
生涯学習スポーツ課	日建総業株式会社 本店	東京都豊島区西池袋3-33-19	市民総合体育館浄化槽補修工事	新座市本多二丁目1番20号	管工事	新座市民総合体育館の浄化槽の補修工事	R5.10.6	R6.1.31	3,361,600	浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査において不適正と診断され、至急適切な措置を講ずる必要があり、また、不適正と診断された箇所以外にも多数の是正箇所が指摘されており、設備を熟知した業者による対応が必要であったことから、当該設備の保守点検を行っている業者を選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】
みどりと公園課	有限会社和光建設 本店	新座市大和田5-8-21	(仮称)大和田三丁目公園臨時駐車場整備工事	新座市大和田三丁目地内	土木一式	(仮称)大和田三丁目公園の臨時駐車場を整備する工事	R6.1.11	R6.3.29	3,700,000	(仮称)大和田三丁目公園予定地内の仮設駐車場下部に地下貯留槽を設けることとなったため、仮設駐車場は使用不可となることから代替地として速やかに臨時駐車場を整備する必要が生じたため、工期及び技術的に対応可能である業者を8社選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】
みどりと公園課	株式会社菊池興業 本店	新座市石神2-3-4	栄三丁目第二児童遊園擁壁改修工事	新座市栄三丁目地内	土木一式	栄三丁目第二児童遊園の擁壁を改修する工事	R6.1.22	R6.3.29	6,120,000	栄三丁目第二児童遊園の道路に面した土留め壁が老朽化により傾斜しており、倒壊による通行者への事故が懸念されることから、早急に対応する必要が生じたため、工期及び技術的に対応可能である業者を10社選定した。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】

随意契約の公表（令和5年度）

対象：予定価格250万円を超える工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
道路河川課	株式会社テラヤマ 本店	埼玉県川口市戸塚南2-1-40	(仮称) 大和田三丁目公園貯留浸透施設整備工事	新座市大和田三丁目地内	土木一式	(仮称) 大和田三丁目公園の貯留浸透施設を整備する工事	R6.2.9	R6.3.29	86,300,000	<p>施工中の(仮称)大和田三丁目公園整備工事と同一地内での施工となり、工程等に与える影響が大きいこと、出水期までに完了する必要のある迅速性を要する工事であることから、当該工事の受注者に発注することで、安全性、施工の合理性のある契約が見込まれるため選定した。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用】</p>
下水道課	管清工業株式会社 北関東営業所	埼玉県さいたま市北区宮原町4-95-6	下水道伏越施設(下-2 No. 2)緊急補修工事	新座市野火止二丁目、本多二丁目地内	土木一式	下水道伏越施設を補修する工事	R6.3.5	R6.3.29	3,230,000	<p>関越自動車道を伏越する雨水管路にずれが確認され、土砂が管路内に流入する恐れがあり、関越自動車道にも影響する可能性があることから、早急な対応が必要であったため、工期及び技術的に対応可能である業者を選定した。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用】</p>